



2020年5月20日

各位

会社名 ニホンフラッシュ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 栄二  
(コード：7820 東証第一部)  
問合せ先 取締役管理部門担当 庄野 淳  
(TEL. 0885-32-3431)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月24日開催予定の第56期定株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。また、インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示するための規定を新設することといたしました。監査等委員会設置会社へ移行し、また、株主総会参考書類等をインターネットで開示することができるようにするため、同定株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示するための規定を新設するものです。
- (3) その他字句の修正を行うとともに、これらの変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月24日(予定)

定款変更の効力発生日 2020年6月24日(予定)

以上

## 定款変更 新旧対比表 (2020年6月24日)

| 旧 (改正前)   | 新 (改正後)  |
|---|--|
| <p>第1条<br/>～<br/>第14条<br/><br/>(条文省略)<br/><br/>(新設)</p>   | <p>第1条<br/>～<br/>第14条<br/><br/>(現行どおり)<br/><br/><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br/>第15条<br/>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に関する情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>   |
| <p>第15条<br/>～<br/>第18条<br/><br/>(条文省略)<br/><br/>(取締役の員数)<br/>第19条<br/>当社の取締役は、9名以内とする。<br/><br/>(新設)</p>  | <p>第16条<br/>～<br/>第19条<br/><br/>(現行どおり)<br/><br/>(取締役の員数)<br/>第20条<br/>当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、9名以内とする。<br/>② 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</p>  |
| <p>(取締役の選任)<br/>第20条<br/>取締役は、株主総会の決議によって選任する。<br/><br/>② (条文省略)<br/>③ (条文省略)<br/><br/>(取締役の任期)<br/>第21条<br/>(条文省略)<br/>(新設)<br/><br/>(新設)<br/><br/>(新設)</p>  | <p>(取締役の選任)<br/>第21条<br/>取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。<br/>② (現行どおり)<br/>③ (現行どおり)<br/><br/>(取締役の任期)<br/>第22条<br/>(現行どおり)<br/>② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>③ 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。<br/>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>                                       |
| <p>第22条<br/>～<br/>第23条<br/><br/>(条文省略)<br/><br/>(取締役会の招集通知)<br/>第24条<br/>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。<br/><br/>第25条 (条文省略)<br/><br/>(取締役会の決議の省略)<br/>第26条<br/>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。<br/><br/>(新設)</p> | <p>第23条<br/>～<br/>第24条<br/><br/>(現行どおり)<br/><br/>(取締役会の招集通知)<br/>第25条<br/>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。<br/><br/>第26条 (現行どおり)<br/><br/>(取締役会の決議の省略)<br/>第27条<br/>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<br/><br/><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u><br/>第28条<br/>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |
| <p>(取締役会の議事録)<br/>第27条<br/>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。<br/><br/>第28条 (条文省略)</p>  | <p>(取締役会の議事録)<br/>第29条<br/>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。<br/><br/>第30条 (現行どおり)</p>  |

## 定款変更 新旧対比表 (2020年6月24日)

| 旧 (改正前)  | 新 (改正後)   |
|--|---|
| <p>(取締役の報酬等)<br/>第29条<br/>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第31条 ① (条文省略)<br/>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)<br/>第32条<br/>当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)<br/>第33条<br/>当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)<br/>第34条<br/>監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br/>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br/>③ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。<br/>④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(監査役の任期)<br/>第35条<br/>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<br/>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p>(常勤監査役)<br/>第36条<br/>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)<br/>第37条<br/>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)<br/>第38条<br/>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)<br/>第39条<br/>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規則)<br/>第40条<br/>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬等)<br/>第41条<br/>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(取締役の報酬等)<br/>第31条<br/>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第33条 ① (現行どおり)<br/>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)<br/>第34条<br/>当社は監査等委員会を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)<br/>第35条<br/>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)<br/>第36条<br/>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)<br/>第37条<br/>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規則)<br/>第38条<br/>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(削除)</p> |

## 定款変更 新旧対比表 (2020年6月24日)

| 旧 (改正前)  | 新 (改正後)  |
|--|--|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条<br/>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第43条<br/>～<br/>第45条<br/>(条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第46条<br/>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、会社法459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③当社は、会社法459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</p> <p>第49条 (条文省略)</p> <p>附則<br/>第1条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第39条<br/>～<br/>第41条<br/>(現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条<br/>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</p> <p>第45条 (現行どおり)</p> <p>附則<br/>(削除)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第56期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 第56期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第2項の定めによるところによる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |